

2024 年度 公共建築工事品質確保技術者(I)・(II)

資格登録 更新の手引き (更新講習受講案内)

申請受付期間 6月10日(月)～9月27日(金)

一般社団法人公共建築協会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」第7条及び第21条に基づき発注関係事務を適切に実施することができる者が育成されることを目的として、「公共建築工事品質確保技術者資格制度」(民間資格)を2010(平成22)年度より創設し運用しています。本更新講習は、「公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱」第8条(登録の更新)に基づき実施するものです。

公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱(抜粋)

(登録の更新)

- 第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新についての申請を行わなければならない。
- 2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内にPBAが行う本制度に関する講習を受講しなければならない。
- 3 前項の講習を受講した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。
- 4 登録を更新しなかった者は、登録を抹消する。ただし、登録の失効日から1年間については、第2項に規定する講習を受講し更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする。この場合、登録の有効期間は、第7条第5項の規定より1年間短縮する。

1. 更新対象者

①	2021(令和3)年度試験の合格者で、登録申請手をすませた者 (登録有効期限が2025年3月31日の者)
②	2018(平成30)年度試験の合格者で、登録申請手をすませた上で 2021(令和3)年度又は2022(令和4)年度に更新手続を行った者 (登録有効期限が2025年3月31日の者)
③	2015(平成27)年度試験の合格者で、登録申請手をすませた上で 2021(令和3)年度又は2022(令和4)年度に更新手続を行った者 (登録有効期限が2025年3月31日の者)
④	2012(平成24)年度試験の合格者で、登録申請手をすませた上で 2021(令和3)年度又は2022(令和4)年度に更新手続を行った者 (登録有効期限が2025年3月31日の者)

なお、登録有効期限が2024年3月31日の者で、2023年度の更新手続を行わなかったために登録が失効した者についても、本年度の更新講習を受講し更新手続を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録することができます。

主催・運営 一般社団法人 公共建築協会

協 賛 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

2. 更新手続きフロー

申込受付	期間： 2024年6月10日（月）～9月27日（金）
▼	
申込	申込書をダウンロード： https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/process/ 更新手数料を振込み、更新手数料の振込金受領書を画像データ化 申込書、顔写真データ及び振込金受領書データをメール送信： shiken@pba.or.jp
▼	
受講票発行	電子メールで受講票（視聴 URL、視聴用 ID・PASS、講習テキストダウンロード URL を含む）を発行
▼	
WEB講習視聴	配信期間： 2024年10月15日（火）9:00～10月21日（月）23:59
▼	
資格登録更新	新技術者証の交付

3. 更新申請

登録を更新するには、登録の有効期間内に申請し、更新講習を受講する必要があります。

(1) 申請方法

ホームページ(https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/process/)から登録更新申請兼受講申込書をダウンロードしてください。

Excel ファイルに入力し、電子メールに添付して提出してください。

[提出先]

shiken@pba.or.jp

一般社団法人公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）あて

※ 提出された個人情報等は、当協会の個人情報に関する基本方針に則り適切に保管し、試験の実施及び申込者との連絡の目的以外には使用しません。

※ 添付書類はパスワード等で保護して送信されることをおすすめします。

※ 受信確認メールを返信いたします。送信後1週間以内に返信がない場合は担当までご連絡ください。

※電子メールでの提出（次項にある顔写真の JPEG 形式での保存、Excel ファイルへの入力・画像データの貼り付け、スキャンして PDF 形式で保存、等を含む）が困難な場合は担当までご連絡ください。

【資格試験担当】 TEL:03-3523-0382 板橋、初鹿

(2) 提出書類

① 公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）・（Ⅱ）2024年度登録更新申請書兼受講申込書

・②の顔写真画像を所定の位置に貼り付けて下さい。

② 顔写真画像

・顔写真（カラー、6か月以内撮影、正面、無帽、無背景、スナップ不可）の画像。

・①に貼り付けたものとは別に、氏名のローマ字表記をファイル名とした JPEG 形式のデータを提出（技術者証の顔写真データとなるもの）。

③ 更新手数料の振込金受領書の控え（コピー）

・振込金受領書の画像データ（JPEG 形式又は PDF 形式）。

- (3) 申請受付け期間
2024年6月10日(月)～9月27日(金) ※ 必着

4. 手数料

更新手続きには手数料がかかります。下記口座に振り込んでお支払いください。

更新手数料 4,400円 (消費税込)

振込先口座 みずほ銀行 新川支店 普通 1052150 一般社団法人 公共建築協会

※ 振込手数料は申請者が負担ください。

※ 更新手数料の払戻及び提出書類の返却はいたしかねます。

5. 講習方式

受講は、録画した講習動画のWEB配信を視聴する方式によります。

下記の要領での動画視聴が困難な場合は、資格試験担当までご連絡ください。

(1) 配信期間

10月15日(火) 9:00～10月21日(月) 23:59

(2) 講習内容

(参考：2023年度プログラムより)

- ① 品確法に基づく技術者制度について
- ② 公共工事の総合評価落札方式の実施方法と取り組みについて
- ③ プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について
- ④ 公共建築工事の品質確保技術者の活用について

※今年度は、4～5単元程度(全体で4時間程度)を予定。

(3) 受講票

- ① 配信開始の1週間前までに受講票を電子メールで送付します。それまでに届かない場合には必ず、資格試験担当までご連絡ください。
- ② 受講票には、視聴URL、視聴用ID・PASS、講習テキストダウンロードURLを記載しております。配信終了まで大切に保管をお願い致します。

(4) 新技術者証

更新講習の全てのプログラムの視聴完了を確認後※、新技術者証を自宅住所へ郵送(簡易書留便)します。また、講習内容についてのアンケートを電子メールで送信いたします。これはあくまで任意ですが、今後の改善のために、なるべくご回答いただきますようお願いいたします。

※システムにて各単元の視聴を記録しております。

6. 次回更新

対象者 ①～④(P.1参照) に該当する者が2024年度に更新手続きを行った場合、次回の更新手続きは2027年度となります。

なお、登録有効期間が2024年3月31日の者で、2023年度の更新手続きを行わなかったために登録が失効した者が、本年度の更新講習を受講し再登録した場合、次回の更新手続きは2026年度となります。

問い合わせ窓口

一般社団法人公共建築協会 事業企画部（資格試験担当）板橋、初鹿

TEL 03-3523-0382 FAX 03-3582-1827

E-mail shiken@pba.or.jp

URL https://www.pbaweb.jp/business/quality_assurance/



〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱新川ビル6階